

## ぐんまパートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向けて、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) パートナーシップの宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の要件及び方法)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
  - (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
    - ア 県内に住所を有すること。
    - イ 県内への転入(新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。)を予定していること。
  - (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。
  - (4) パートナーシップの宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
  - (5) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。
- 2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。ただし、自ら記入することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。
- (1) ぐんまパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)
  - (2) ぐんまパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という。)
- 3 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において行うものとする。
- 4 知事は、パートナーシップの宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付するよう求めるものとする。
- (1) 世帯全員の住民票の写し(パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
  - (2) 独身証明書(パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)その他これに類する書類

5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合には、同号の書類に類する書類によることができるものとする。

6 知事は、第2項の書類を提出した者が本人であることを確認するため、当該提出と併せて、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が添付されたもの（知事が認めるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める書類  
(通称の使用)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

(県内への転入の届出)

第5条 第3条第1項第2号イに該当する者は、同条第2項の書類を提出した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(宣誓書の写し等の交付)

第6条 知事は、第3条第2項の書類を提出した者に対し、收受した日及び收受した旨を表示して、提出された宣誓書の写しを交付するものとする。ただし、同条第1項第2号イに該当する者については、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があつたときに、宣誓書の写し及び次項の書類を交付するものとする。

2 前項の宣誓書の写しには、ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第4号。以下「受領カード」という。）を添付するものとする。この場合において、宣誓書において第4条の規定により通称を使用したときは、氏名を特記事項欄に記載するものとする。

(宣誓書の写し等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書の写し又は受領カード（以下「宣誓書の写し等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損その他の事情により当該宣誓書の写し等の再交付を希望するときは、第9条の規定による当該宣誓書保存期間内（同条ただし書に該当するときは除く。）に限り、ぐんまパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（様式第5号）により、その再交付を申請することができる。

2 第3条第6項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類」とあるのは「パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書」と「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。

(届出等)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、ぐんまパートナーシップ宣誓書等返還届（様式第6号）により、知事に届け出なければならない。

(1) パートナーが死亡したとき。

(2) 県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) パートナーシップが解消されたとき。

(4) 宣誓書に係る宣誓者のいずれもが当該宣誓書の廃案を希望するとき。

2 返還届の提出は、知事が指定する場所において、または簡易書留などの配送履歴及び受取状況が確認できる郵送方法により行うものとする。

3 知事は、第1項の届出をする者に対し、宣誓書の写し等（紛失、毀損その他の事情により添付が困難であると知事が認める場合を除く。）を添付するよう求めるものとする。

4 第3条第6項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、同項中「第2項の書類を提出した者」とあるのは「第1項の届出をした者」と、「当該提出」とあるのは「当該届出」と、「本人」とあるのは「宣誓者本人」と読み替えるものとする。  
(宣誓書の保存等)

第9条 知事は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、前条の届出があったときは、当該宣誓書を廃棄するものとする。

(宣誓書の写し等の不正利用等)

第10条 知事は、宣誓者が宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、当該宣誓書の写し等の返還を求めるものとする。

(事前調整)

第11条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該パートナーシップの宣誓をしようとする日時、場所その他の必要な事項について知事と調整するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第12条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、群馬県個人情報保護条例（平成13年1月1日施行）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、生活こども課長が別に定める。

(他の自治体との連携)

第14条 他の自治体と連携協定等を締結した場合は、本要綱の内容に関わらず、協定等に基づき運用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

## 別 記

### パートナーシップ宣誓制度導入済み県内市町村との連携に係る特記事項

#### (基本的事項)

第1 本県における性的少数者の利便性向上を目的として、県内市町村で実施するパートナーシップ宣誓制度において、宣誓を行った当事者が希望する場合、市町村に対して行った宣誓を県に対しても行ったとみなし、ぐんまパートナーシップ宣誓制度第6条で定める宣誓書の写し等の交付を実施するものとする。

#### (交付要件)

- 第2 ぐんまパートナーシップ宣誓制度に定める宣誓要件と同等とみなされる要件を具備した制度を運用する県内市町村において、適正に申請及び宣誓が完了している者が申請することを要する。
- 2 前項における申請及び宣誓の際の居住地と、本交付申請時の居住地が相違していないことを要する。

#### (申請方法)

- 第3 電子申請または郵送、来庁で申請するものとする
- 電子申請については「ぐんま電子申請システム」を利用し、郵送については「群馬県生活こども部生活こども課（以下、生活こども課）」あて、確実に書類の到着が担保できる方法（書留郵便等）を利用する。来庁については、事前に生活こども課あて電話予約するものとする。

#### (申請に要する書類)

- 第4 本事項に基づく申請を行う者は、以下に定める書類を提出するものとする。
- (1) 市町村のパートナーシップ宣誓制度の宣誓時、市町村から交付される全ての書類（宣誓書（写）及び受領証、宣誓カード等）の写し
  - (2) 要綱第3条6項に定める本人確認書類
  - (3) このほか、必要に応じて本人を確認するために生活こども課長が必要と認めた書類
- なお、電子申請を行う場合、上記（1）～（3）の書類について、電子ファイル化したものを添付することで提出したものとみなす

#### (宣誓書の写し等の交付の省略)

- 第5 要綱第6条に定める宣誓書の写しの交付については、みなし申請であるためこれを省略する。要綱第6条2項で定める受領カードについてはこれを交付する。

(受領カードの交付方法)

- 第6 受領カードの交付については、申請者が来庁して申請した場合は原則として手交し、郵送または電子申請を行った場合は、確実に書類の到着が担保できる方法(書留郵便等)で申請者あて郵送する。
- 2 電子または郵送で交付申請された場合は、県が宣誓者の氏名、通称、宣誓年月日を受領カードに代筆して交付するものとする。
- 3 2の宣誓年月日は、市町村で宣誓が行われた日を記載する。

(受領カードの再交付)

- 第7 宣誓者は、紛失、毀損その他の事情により当該受領カードの再交付を希望するときは、要綱第7条の規定により申請するものとする。

(届け出等)

- 第8 知事への届け出については、要綱第8条により届け出るものとする。

(宣誓書の保存等)

- 第9 県は宣誓者から受領した書類等について、要綱第9条により保存するものとする。

(受領カードの不正利用等)

- 第10 受領カードが不正に利用され、又は偽造し、若しくは変造されたと認められる場合は、要綱第10条により受領カードの返還を求めるものとする。

(個人情報の適切な取り扱い)

- 第11 個人情報については、要綱第12条により取り扱うものとする。

本特記事項については、令和5年1月4日から適用する。